資料３

職種別意見交換の状況報告

各職種別意見交換の進捗状況と今後の進め方

国土交通省

＜鉄筋・型枠＞
・これまでに2回意見交換を実施。
・ 一定の根拠を持った目安として、まずは基準を策定することを優先させること、個々の契約においては、契約当事者間で個別に必要な補正を行うことを前提に、細分化の程度、標準的な仕様・規格について検討。
・ 今後、より具体的な規格・仕様の設定方法、基準となる労務費の金額等を検討し、WGに案として提示する予定。

＜住宅＞
・これまでに2回意見交換を実施。
・ まずは、木造・在来工法、戸建あるいは戸建住宅規模相当の集合住宅を対象に、また、基礎、足場、大工、内装等々多岐にわたる工事業者が関係するため、労務費の基準も、この工事業者別で作成することを検討。
・ 住宅分野は、公共工事に適用されている歩掛が存在しないため、今後、歩掛を把握する調査等を実施する予定。

＜上記以外＞
・順次、検討を開始。
（左官、電工、塗装、とび、内装で、第1回意見交換を実施。他職種も、今後、順次で実施予定）

※具体的な主な論点については、次ページ以降で整理

【報告】職種別意見交換の状況について①

国土交通省

職種別意見交換の実施状況

- 鉄筋、型枠、住宅分野で第2回まで、左官、電工、塗装、とび、内装で第1回の職種別意見交換を実施し、労務費の基準の示し方や示すに当たっての留意点、実効性の確保について議論

- 今後、空調衛生、土工、屋根、鉄骨、解体等も順次実施予定

＜各職種別意見交換の構成員＞

【共通】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会
【鉄筋】全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会
【型枠】日本型枠工事業協会
【住宅】住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、全国工務店協会、
全国住宅産業地域活性化協議会
【左官】日本左官業組合連合会
【電工】全日本電気工事業工業組合連合会、日本計装工業会、日本電設工業協会
【塗装】日本塗装工業会
【とび】日本鳶工業連合会、日本建設躯体工事業団体連合会
【内装】全国建設室内工事業協会、日本建設インテリア事業協同組合連合会、
日本室内装飾事業協同組合連合会

（※職種順は開催順、職種別団体名は五十音順）

【報告】職種別意見交換の状況について②

国土交通省

意見交換で示された主な論点

※前回WG資料（2/26）から追記部分に、『下線』

① 労務費の基準（素案）の作成について

＜全体方針＞

- 労務費の基準を示す際、適用上の留意事項として、以下の点は各職種に共通する一般事項としてしっかり示すべき。（※前回資料と同内容。各職種の意見交換の場で、基本方針を確認）
  - ＊各職種の「労務費の基準」は、「公共工事設計労務単価並みの労務費を公共・民間問わず確保する」という考え方の下、「公共工事設計労務単価（あるいはそれに相当するもの）×歩掛」という計算方法で、特殊な気象条件や現場制約等を考慮しない標準的な規格・仕様について示すこと
  - ＊個々の契約においては、契約当事者間で、この考え・計算方法を基本として、個別に必要な補正を行って、労務費を算出すること
  - ＊「労務費の基準」には、労務費以外の必要経費は含まれていないこと
  - ＊歩掛は公共工事に適用されている歩掛を参考としつつ、現場条件に合致した適切な歩掛を使用すること

＜公共工事に適用されている歩掛の有無と労務費の基準を設定する規格・仕様との関係＞

- 公共工事に適用されている歩掛が土木では存在せず、建築のみしか存在しない場合でも、一定の根拠を持った目安としてまずは基準を策定することを優先させ、制度を運用しながら、歩掛のない職種の労務費の基準の改善を図っていけばよいのではないか（土木については、建築の違いに留意しながら個々の契約当事者間で基準を補正して活用）。
- 土木での作業があまり想定されない職種の場合、頻度の低いもので無理に土木の基準を作るよりは、建築の基準を参考に運用することでよいのではないか。
- 民間発注工事中心の職種の場合、必ずしも公共工事で頻度が高い作業内容で労務費の基準を作ることがなじまないこともあり、民間工事の実態を良く踏まえる必要。
- 汎用性の高い作業内容の公的な歩掛がない場合に、それに代わる中立のデータとして使えるものが本当にないか、検討する必要。

【報告】職種別意見交換の状況について③

国土交通省

意見交換で示された主な論点

① 労務費の基準（素案）の作成について（続き）

＜実態に即した労務費の基準とするための留意点＞

- 入職を考える人にとって魅力ある、しっかりした処遇確保につながるような労務費の基準としていくべき。
- 労務費の基準を施工量当たりで示す際においては、基準として示す以上、技能者の処遇改善につながるような、実態を踏まえたものとする必要がある。
- とび工のように、様々な業務内容がある場合もあり、例えば、足場の中でも低層と高層では状況が異なるといったこともある。労務費の基準の設定に当たっての分類は、業界の実態をよく聞きながら、設定していく必要。
- 使用される材料、新築・改修、求める質等で歩掛は大きく変わる。こうしたことをきちんと考慮できる労務費の基準とする必要。
- 例えば、ボード、床シート、クロス作業といったように、細分化しない方針を踏まえつつ、作業内容として明らかに違うところは労務費の基準の設定に際し考慮する必要。
- 建物の構造や用途等によって歩掛も大きく変わるので、労務費の基準としている前提条件（規格・仕様）を明確にした上で、必要に応じて、建物種別により歩掛が異なることを付記していくべき。
- 多能工の場合、作業によって適用する単価が変わるのか、運用方法の整理が必要。

＜労務費の基準の表示方法＞

- 特に建築分野については、人・日/施工量（t や ㎡）という表記ではなく、施工量（t や㎡）/人・日という表記が一般的。国が基準を示す際、建設業界で馴染みのある施工量（t や㎡）/人・日という表記の併記なども検討すべき。

【報告】職種別意見交換の状況について④

国土交通省

意見交換で示された主な論点

① 労務費の基準（素案）の作成について（続き）

＜住宅分野の労務費の基準（職種別との関係を含む）＞

- ある程度の規模の建築物と戸建て住宅では、歩掛が全く異なるため、分けて検討する必要。
- 住宅分野について、構造（木造・鉄骨・鉄筋コンクリート）、工法（在来工法・プレハブ工法等）など、様々なパターンがあるが、まずは、新設住宅構造物のシェアの大きい木造・在来工法について検討し、住宅の規模も、戸建あるいは戸建住宅規模相当の集合住宅を対象に検討。
- 住宅分野は、基礎、足場、大工、内装等々多岐にわたる工事業者が関係するため、労務費の基準も、この工事業者別で作成することで検討（具体的にどの程度分類するかは今後さらに検討）。
- 住宅分野では、公共工事に適用されている歩掛が存在しないため、何らかの形で歩掛調査をすることが必要。一方、工事業者が多岐にわたり、また、現状で材工一体の見積となっていることもあり、各企業にアンケートを取るといった方法では十分に実態がわからない可能性。例えば、モデル的に歩掛を調査するなど、調査の仕方に工夫が必要。

【報告】職種別意見交換の状況について⑤

国土交通省

意見交換で示された主な論点

② 労務費の基準の実効性の確保について

＜見積書のあり方＞

- 見積書の作成方法を検討する際には、労務費、必要経費を含め、確保すべき経費を整理し、元請・下請双方にとって使いやすいように、双方の意見をよく聞きながら整理することが重要。
- 現状の見積は材工一体であり、材工分離を業界の隅々まで浸透させるのは大変だろうが必要なこと。
- まだまだ、見積書を作成したり、内訳明示したりする商慣行が根付いているとは言い難い。標準見積書は、詳細版と簡略版の両方を示すなど、小規模事業者に配慮した対応が必要。
- 見積書の様式も、事業者ごとに異なることが現状であり、できるだけ負担なくできるような方向であると良い。
- 一人の職人が小規模工事を請け負う場合、詳細な見積を作成するほどの余裕はないと思われ、簡略版見積書は必要。
- 建設業法令遵守ガイドラインでは、建設副産物の適正処理に要する経費の見積についても規定されており、この点も、見積書の作成を促進していく上で、整理すべき。

【報告】職種別意見交換の状況について⑥

国土交通省

意見交換で示された主な論点

② 労務費の基準の実効性の確保について（続き）

＜労務費以外の必要経費＞

- 労務費だけでなく、必要経費も含め、目安を持っておく必要。雇用に伴う必要経費として国が示している、労務単価の41%という水準は維持する必要。また、この雇用に伴う必要経費には、一般管理費は含んでいないことを明確にする必要。
- 市場単価は、工事内容により、単価に含まれる労務費以外の経費の範囲が異なっている。労務費の基準に必要経費が含まれているといった誤解を招かないよう、労務費の基準には、労務費のみで、必要経費は含まないことをしっかりと示す必要。
- 大手の元請事業者では、安全衛生経費の確保等についてしっかり認識されているが、地場の中小事業者まではなかなか浸透していない。これは、専門工事業側も同様。業界全体で必要経費の確保について理解を深める必要。
- 必要以上に安値受注する者が有利になってはいけない。法定福利費等の必要経費が適切に確保されることは、労務費の確保のためにも必要不可欠。
- 長らく取り組んでいる法定福利費も、まだ十分確保できない場合もあり、労務費とともに、必要経費の確保にも取り組む必要。

＜見積書と価格転嫁の関係＞

- 設備工事の場合、見積から実際の発注までの間が空く場合もある。そういった場合、当初の見積時点と契約後（着工時又は着工後）の状況（資機材の高騰、労務費の上昇等など）が変わっていることもあるが、そうした場合もしっかりと価格転嫁することが重要。必要な経費が確保され、労務費にしわ寄せが行かないようにする必要。
- 標準的な傾向は時々の歩掛に反映していく必要があるが、特別に頑張って生産性を上げた結果が次の契約の際の歩掛の切り下げに安易につながる事態は避けるべき。

【参考】WGでの議論を踏まえ、職種別意見交換で検討している「基準の示し方」①

国土交通省

- 「労務費の基準」について、数字そのものだけでなく、数字に至る考え方（公共工事設計労務単価をベースとする等の計算式）や、労務費の基準には、法定福利費（事業者負担分）等の必要経費が含まれていないことなど、職種全体で、共通して示すべきこと（**一般事項**）を整理する必要。
- そのうえで、各職種において、「労務費の基準」が適切に運用できるよう、基準作成に当たり適用した作業内容や条件等を示すなど、適用上の留意事項（**個別事項**）を職種ごとに整理することが必要。

職種全体（＝一般事項）

○各職種の「労務費の基準」は、「公共工事設計労務単価並みの労務費を公共・民間問わず確保する」という考えの下、「公共工事設計労務単価（あるいはそれに相当するもの）×歩掛」という計算方法で、標準的な規格・仕様について示したものである。従って、個々の契約においては、契約当事者間で、この考え・計算方法を基本として、個別に必要な補正を行って、労務費を算出すること

○「労務費の基準」には、経費が含まれないこと

○歩掛は公共工事に適用されている歩掛を参考として、現場条件に合致した適切な歩掛を使用すること

各職種（＝個別事項）

○各職種の「労務費の基準」の適用・個々の現場に応じた必要な補正を行うに当たり、判断できる材料（作成した「労務費の基準」の歩掛の適用範囲、歩掛に含まれる作業内容・条件等を明記）※次ページがイメージ

【参考】WGでの議論を踏まえ、職種別意見交換で検討している「基準の示し方」②

国土交通省

工事の種類			●●工事			
標準的な規格・仕様			□□□			
	条件	××の種類	×××			
		△△の種類	△△△			
労務費の基準（例）			1,754.00（円/m2）（例）			
	内訳	職種	歩掛（人・日/m2）	設計労務単価（円/人・日）	歩掛×設計労務単価（円/m2）	（参考）日当り施工量
		●●工	0.05	30,000	1,500.00	1÷0.06人日/m2≒16.667m2/人日
		■■作業員	0.01	25,400	254.00	
		合計			1,750.00	

対象工事

「労務費の基準」とした標準的な規格・仕様

歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準」

算出根拠（内訳）

（参考）日当り施工量
※歩掛の合計からの計算値

設計労務単価※1：令和○年3月から適用する公共工事設計労務単価（@東京）による
※1 一般的な適用条件は、「一般事項」による。

歩掛※2：当該歩掛の作業内容及び設定条件は、下記による
※2 公共建築工事の歩掛りの適用範囲をベースに、職種別意見交換において標準的な範囲を検討・確認

職種全体に共通する留意事項

算出に使用した設計労務単価と歩掛の根拠

【標準的な規格・仕様の作業内容】
□□□における製作・加工・組立・設置・撤去,×××の設置,△△△の作業　等

標準的な規格・仕様に含まれている作業内容

【標準的な規格・仕様の設定条件】
構造等の施工条件　等

標準的な規格・仕様で設定されている条件

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、必要な補正を行う必要がある